



イメージキャラクター
カクニンジャ

給付金で低所得者を支援

臨時福祉給付金（経済対策分）

消費税率の引き上げによる負担を緩和するために、所得の少ない人へ臨時福祉給付金（経済対策分）を支給します。

問い合わせ 社会課 臨時福祉給付金担当（水道庁舎3階大会議室、☎65・4233）

1人につき1万5000円

生活に必要な不可欠な食品の消費支出の割合は、所得の少ない家計ほど高くなります。このため国では、消費税率引き上げによる食品の支出額の増加分を参考にし、臨時福祉給付金の支給額を決めています。

平成26年度は1年半分の負担緩和として、1人につき1万円、平成27年度は1年分として6000円、平成28年度は半年分として3000円でした。今回は平成29年4月から平成31年9月までの2年半分を一括して、1万5000円を支給します。

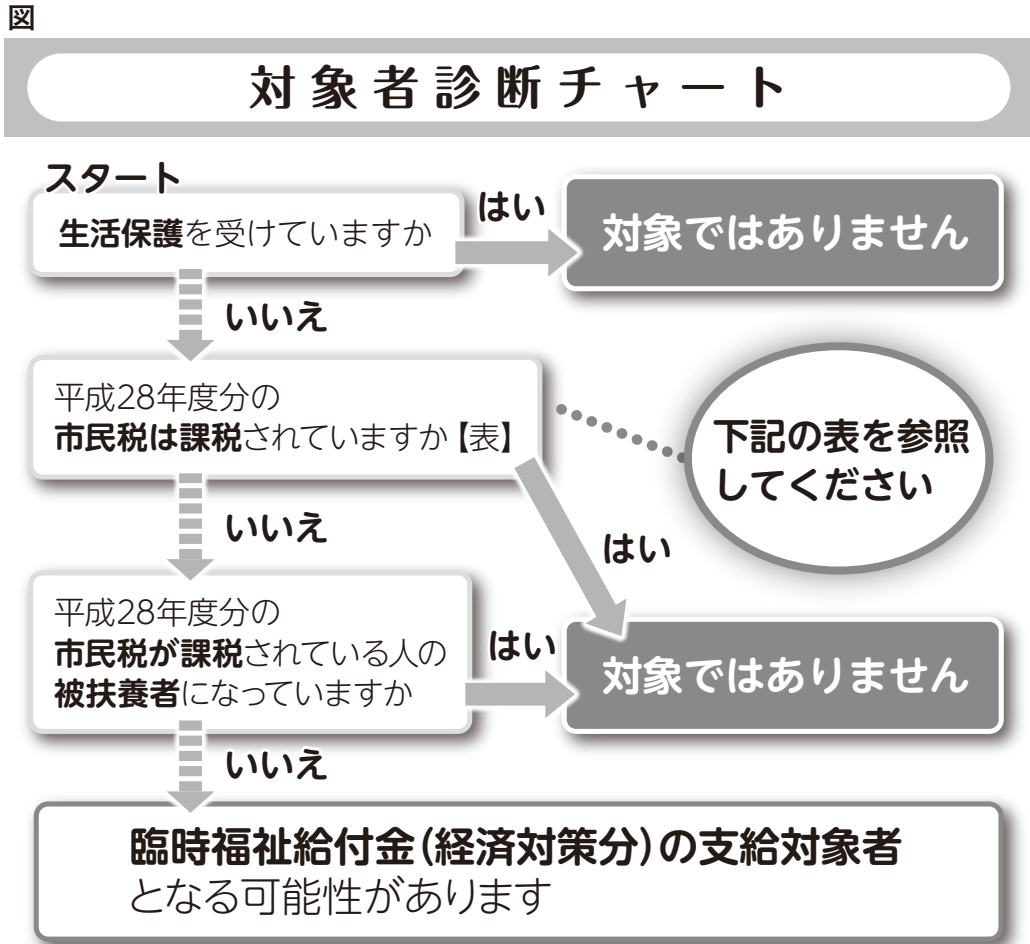


表 市民税が課税されない所得水準の目安(非課税限度額)
(給与所得者) (公的年金など受給者)

区分	非課税限度額※ (給与収入ベース)	区分	非課税限度額※ (年金収入ベース)
単身	97万円	単身 65歳以上	152万円
夫婦	148万円	単身 65歳未満	102万円
夫婦子1人	190万3999円	夫婦 65歳以上	203万円
夫婦子2人	235万9999円	夫婦 65歳未満	160万6666円

※生活保護基準の2級地(帯広市など)における非課税限度額

支給対象者

次の要件を満たす人です。対象者の目安は診断チャートを活用してください。(図)

- ・平成28年1月1日時点で帯広市に住民登録をしていて、平成28年度分の市民税が課税されていない人(表)

ただし、次の人は対象外です

- ・市民税が課税されている人の被扶養者になっている人
- ・例えば、平成28年度に市民税が課税されている子どもなどに扶養されている人(社会保険の扶養ではなく税法上の扶養)
- ・申請後、支給決定までの間に亡くなった人
- ・生活保護の受給者など

申請書は対象者に郵送します

2月下旬に、対象者と見込まれる人に申請書を郵送します。診断チャートで支給対象者となる可能性があるにもかかわらず、3月になっても申請書が届かない場合は、臨時福祉給付金担当に問い合わせください。

申請方法

申請書に必要な事項を記入して、必要書類と一緒に、同封の返信用封筒で返送してください。

臨時福祉給付金を初めて申請する人と、前回と違う口座に振り込みを希望する人は、通帳の写しを添付してください。

過去に臨時福祉給付金を受けた人で、同じ口座に振り込みを希望する人は、通帳の写しを提出する必要はありません。

申請期間

2月24日(金)～5月25日(木)
申請期間を過ぎた場合は、支給

されないので注意してください。

申請窓口

水道庁舎3階大会議室
窓口での申請は混雑が予想されるので、郵送による申請にご協力ください。

口座振り込みで支給します

給付金は、指定された口座に振り込みます。口座振り込みは、申請書を受理してから2カ月ほどかかる見込みです。
口座が無い場合などに限り、現金で支給しますが、口座振り込みより支給までに日数がかかります。

男女共同参画推進課

(市庁舎3階、☎65・4134)
配偶者暴力相談支援センター
(東3南3、十勝総合振興局内、☎26・9029)

配偶者からの暴力を理由に避難している人も給付対象です

配偶者からの暴力を理由に避難している要件を満たす人は、帯広市に住民登録がなくても必要な手続きをすることで、給付金が支給されます。

男女共同参画推進課または配偶者暴力相談支援センターに相談してください。

「臨時福祉給付金(経済対策分)」の



“振り込め詐欺”や“個人情報・マイナンバーの詐欺”に注意してください

給付金の申請にマイナンバーは必要ありません。

- ☑ 市や厚生労働省などが ATM (銀行・コンビニなどの現金自動預払機) の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ☑ ATM を自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- ☑ 市や厚生労働省などが、「臨時福祉給付金(経済対策分)」を支給するために、手数料の振り込みを求めることは絶対にありません。

不審な電話や郵便、メールがあった場合には、社会課か警察署(警察相談専用電話#9110)に連絡してください。